

令和 3 年（2021 年）4 月 30 日

各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

自立支援担当課長

放課後等デイサービスにおける 30 分以下のサービス提供について

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年度報酬改定により、放課後等デイサービスにおいて、提供時間が 30 分以下のサービス提供（以下「短時間利用」という。）は、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた障がい児を除き、報酬を算定することができなくなる取扱いが示されました。

つきましては、下記のとおり取扱うことといたしますので通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 短時間利用の基本的な考え方

原則、放課後等デイサービスにおいて、短時間利用は、基本報酬を算定することができない。ただし、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた場合は、基本報酬を算定することが可能。

2 札幌市における取扱い

札幌市においては、短時間利用で報酬を算定する場合、「周囲の環境に慣れるために、徐々に在所時間数を延ばす必要性」を、事業所で十分に検討したうえで、個別支援計画に短時間利用の必要性、具体的な支援内容、期待される支援効果等を記載し、サービスを提供していただく取扱いとします。なお、徐々に在所時間数を延ばすことが目的であり、長期的な短時間利用を認める趣旨ではなく、一定期間で効果が得られないような事態においては、個別支援計画の見直しをすみやかに実施してください。また、

報酬請求後であっても、個別支援計画に記載がない等、必要性を確認できないことが判明した場合は、返還請求や行政処分（指定の取消し等）の対象となるため、十分に留意してください。

3 例外的な報酬算定との関係

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス及び障害児通所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて（第3版）」（令和2年5月22日札障第854号）（別添1）における、例外的な報酬算定については、短時間利用であっても、1「短時間利用の基本的な考え方」によらず、従前どおり、報酬を算定することが可能です。
- (2) ただし、児童の障がい状況によって必要な支援は異なるものであるため、事業所において、児童の支援ニーズのアセスメントを確実にを行い、どのような支援が児童にとって必要なのか、しっかりと検討のうえ、例外的な支援を提供してください。

4 欠席時対応加算（Ⅱ）の創設

1「短時間利用の基本的な考え方」とは異なるものですが、令和3年度報酬改定により、欠席時対応加算（Ⅱ）が創設されました。当該加算は、障がい児の当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止し、提供時間が30分以下となった場合に算定可能となるものです。加算の詳細な要件につきましては、厚生労働省告示（別添2及び3）をご参照のうえ、報酬請求してください。

5 別添資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス及び障害児通所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて（第3版）」（令和2年5月22日札障第854号）
・・・別添1
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（抜粋）
・・・別添2
- (3) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（抜粋）
・・・別添3

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
Tel:011-211-2938 Fax:011-218-5181
◆報酬請求に関すること（給付管理係）
E-mail: sapporo_jiritsushien@city.sapporo.jp
◆指導監査に関すること（指導担当係）
E-mail: sidou@city.sapporo.jp